

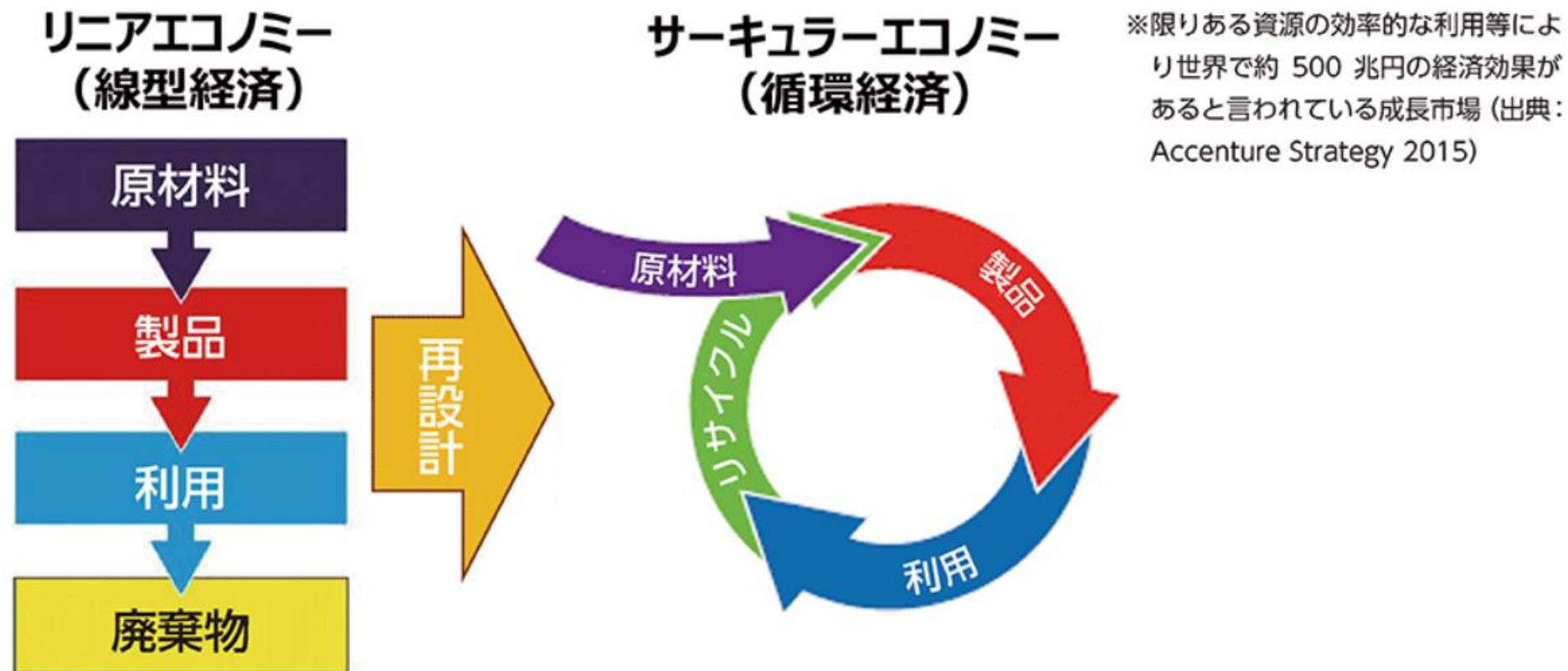
かながわSDGsパートナーミーティング

サーキュラーエコノミー（循環経済）

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

2022.11.22

1 サーキュラーエコノミーとは（環境省ホームページより）

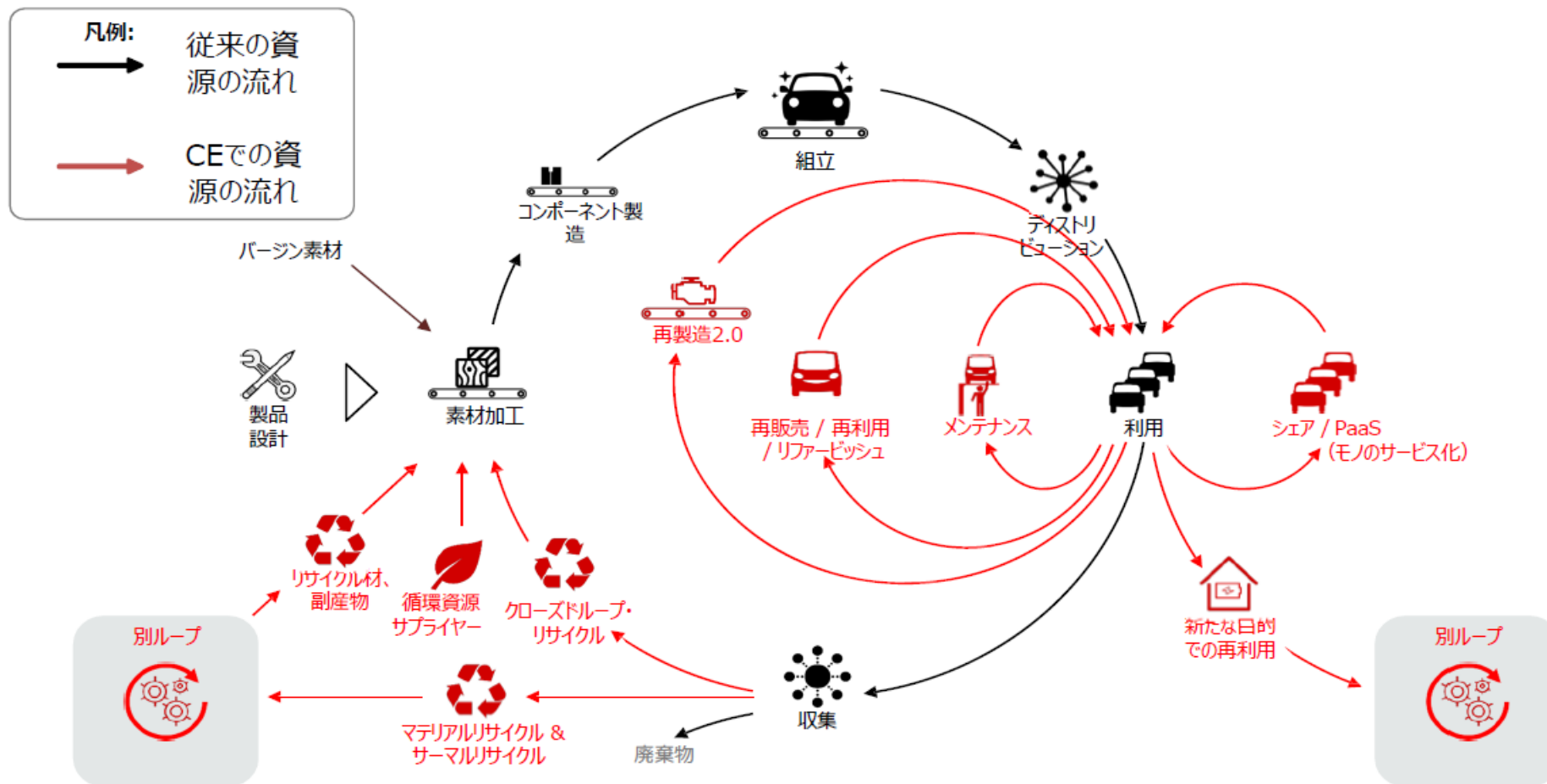


資料：オランダ [A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy] (2016) より環境省作成

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます

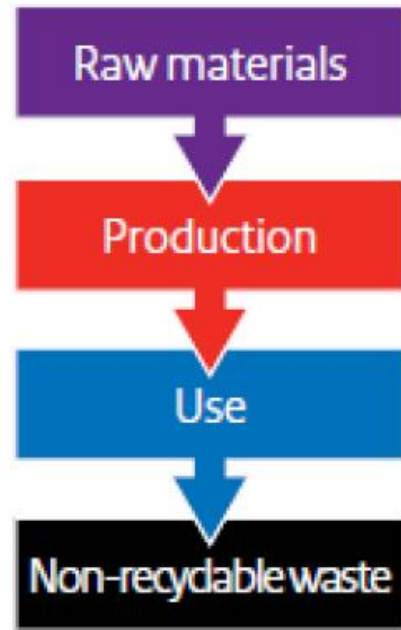
1-2 サーキュラーエコノミー（循環経済ビジョン2020）

- 線形経済：大量生産・大量消費の一方通行の経済
- **循環経済**：資源の効率的な利用により最大限の付加価値を生み出す **経済政策としての資源循環**

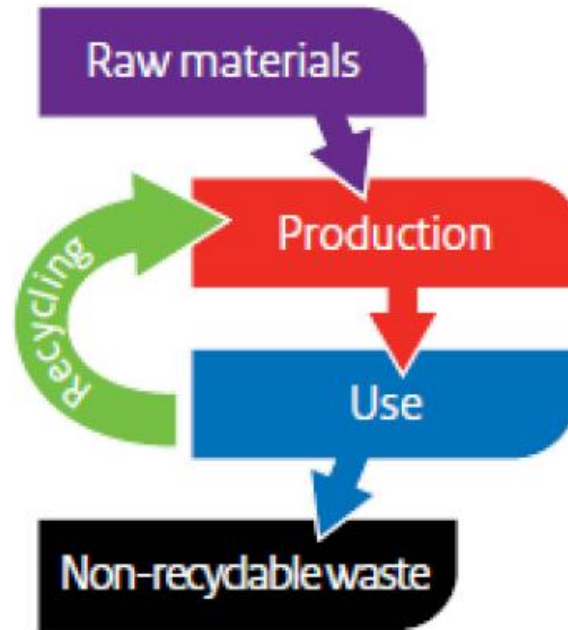


2 サークュラーエコノミーとリユース・リサイクルの違い

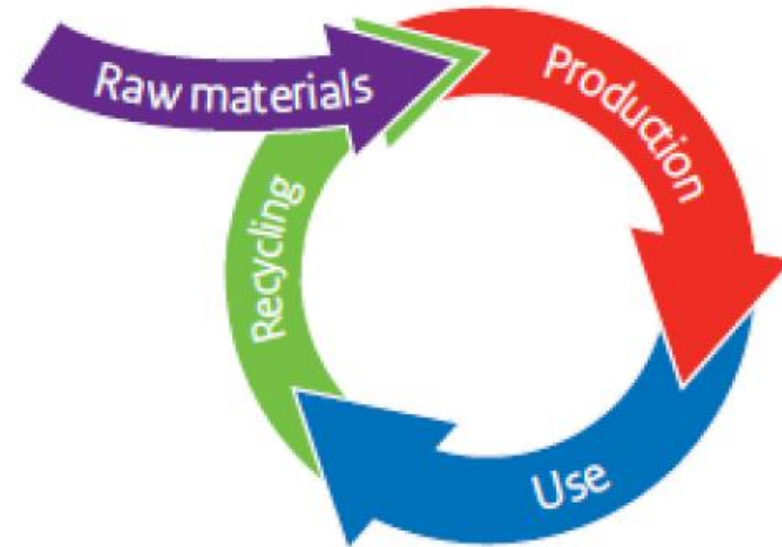
Linear economy



Reuse economy



Circular economy

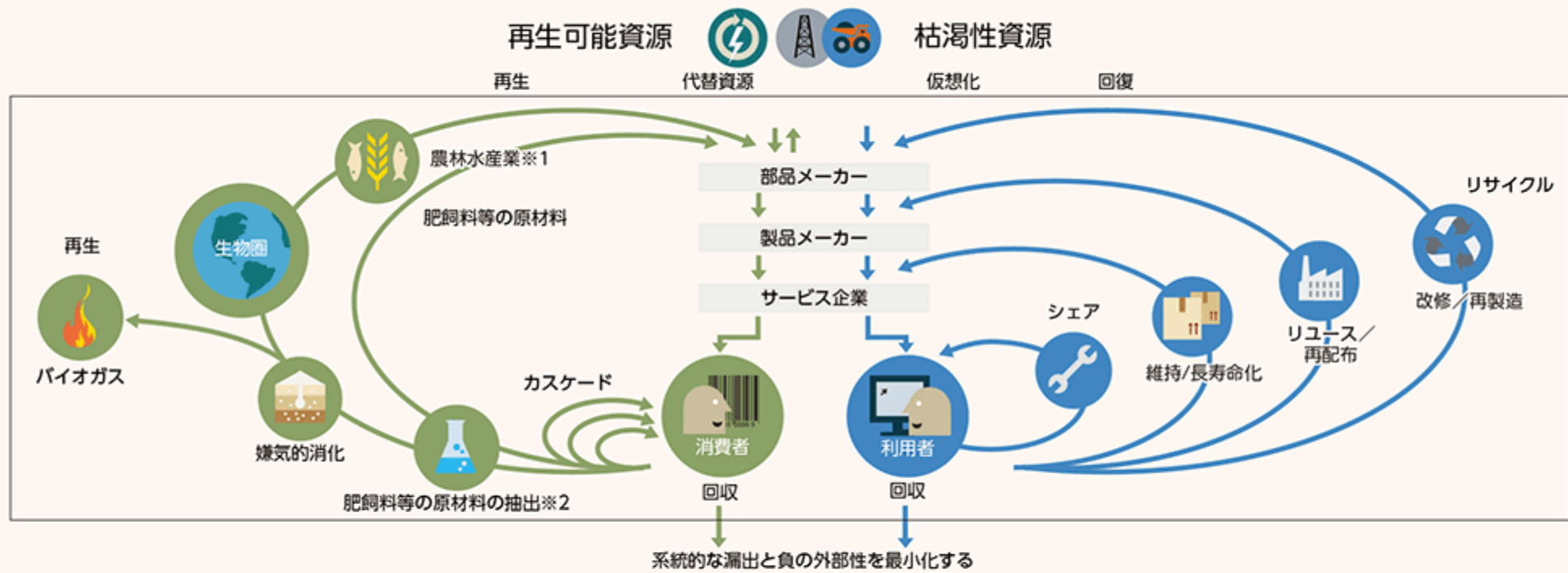


(出所) オランダ政府 “A Circular Economy in the Netherlands by 2050” (September 2016)

1. **リニアエコノミー**：資源を入手して大量生産、大量消費、大量廃棄する = 線型経済
2. **リユースエコノミー**：リサイクルなど3Rに取り組むが、廃棄物が生じる点は従来同様
3. **サーキュラーエコノミー**：「そもそも廃棄物と汚染を発生させない」という考えが軸。テクノロジーを通じてあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図り、資源を持続可能な形で活用することで、産業の活性化や雇用の促進につなげる経済活動

3-1 EUにおけるサーキュラーエコノミーの取組

図3-1-1 EUが提案する循環経済（CE）のイメージ



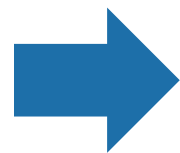
注： ※1 狩猟と漁撈（ろう）

※2 収穫後と消費済の廃棄物の両方を投入として利用可能

資料：Ellen MacArthur Foundation, SUN, and McKinsey Center for Business and Environment [Drawing from Braungart & McDonough, Cradle to Cradle (C2C)] より環境省作成

EU新循環経済政策パッケージ 3つの原則

1. 「製品や原材料を捨てずに使い続ける」
2. 「ごみや汚染を出さない設計にする」
3. 「自然システムを再生させる」



資源確保と経済成長を切り離す

持続可能な経済成長や新たな雇用の創出も見据えた経済システム

3-2 EUにおけるサーキュラーエコノミーの取組

出典：循環経済ビジョン2020

欧州（EU）の主要な取組

CEパッケージ（2015年）

1) 行動計画(Action Plan)

- 海洋プラスチックごみの大幅削減
- エコデザイン指令作業計画
- 二次資源の品質基準の開発 等

2) 廃棄物法令の改正案

2030年の目標を設定

- 一般廃棄物の65%、包装廃棄物の75%を再使用またはリサイクル
- 一般廃棄物の埋立量を10%に削減

3) 優先分野

プラスチック、食品廃棄物、希少原料、建設・解体、バイオマス

4) 経済効果

欧州企業で6,000億ユーロの節約、58万人の雇用創出

EUプラスチック戦略（2018年）

- 2030年までに全てのプラ容器包装をコスト効果的にリユース・リサイクル可能とする
- 企業による再生材利用のプレッジ・キャンペーン
- 再生プラスチックの品質基準の設定
- 使い捨てプラスチックに対する法的対応のスコープを決定する 等

特定プラスチック製品の環境影響減少に関わる指令（2019年）

- 使い捨てプラスチック製品の使用禁止
- PETボトルへの再生材利用目標 等

エコデザイン指令（順次改正）

- エネルギー関連製品（家電等）を対象に循環性要件も追加

CEアクションプラン（2020年）

1) 持続可能な製品政策枠組み

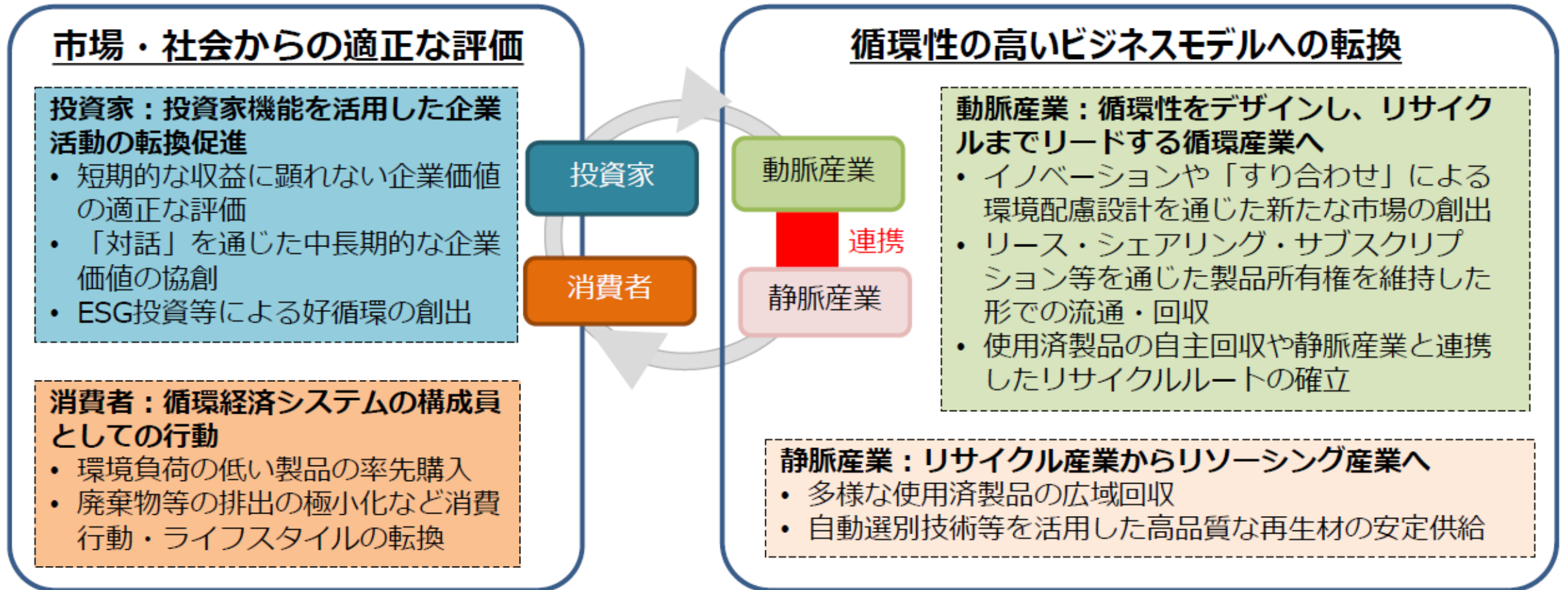
- エコデザイン指令の対象拡充（非エネルギー関連製品・サービス）
- 「持続可能性原則」の策定（耐久性・再使用可能性・アップグレード性・修理可能性、再生材利用などを位置づけ）
- 製品情報のデジタル化/データベース構築
- 早期陳腐化の防止/修理を受ける権利の担保 等

2) 重点分野

- ①電子機器・ICT機器、②バッテリー・車両、③包装、④プラスチック、⑤繊維、⑥建設・ビル、⑦食品・水・栄養

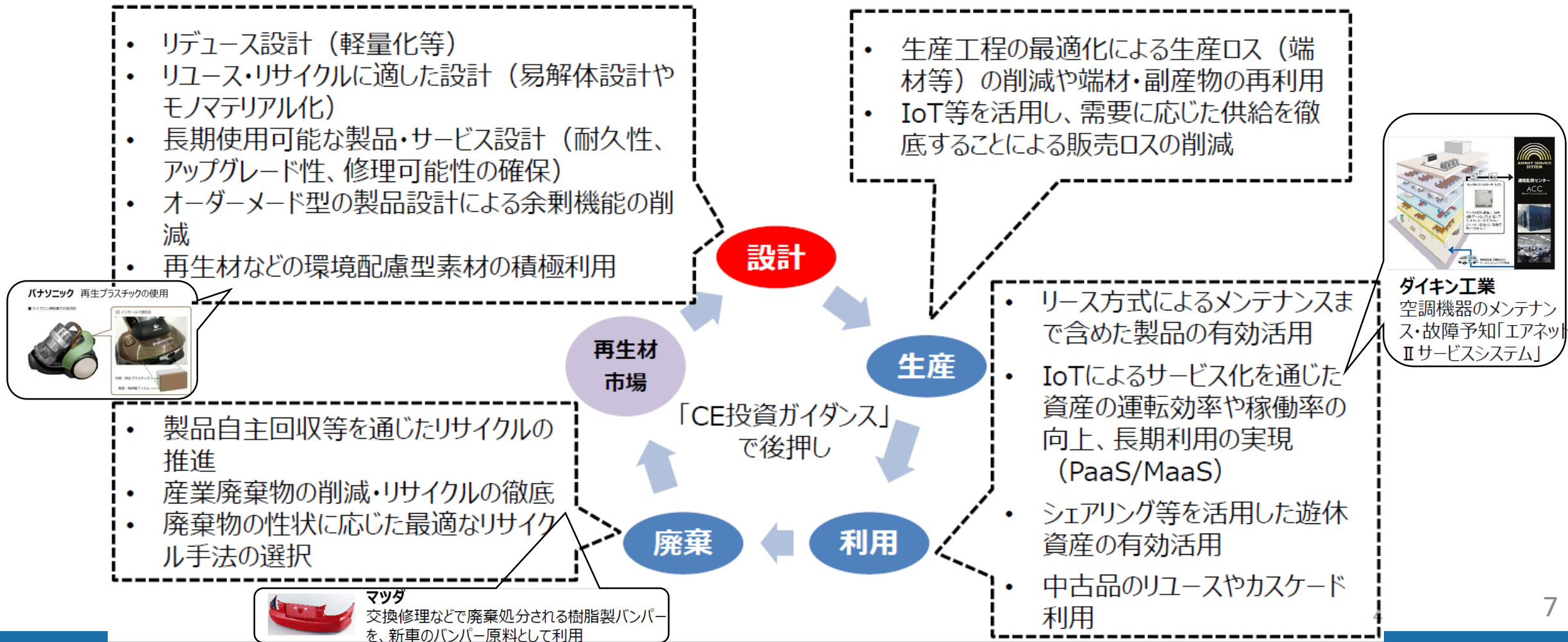
1. EUは、2015年に、リサイクル率向上によって資源の枯渇から産業界を保護し、新しい事業領域と雇用の創出を目標とする「サーキュラーエコノミーパッケージ」を採択
2. 2020年には「CEアクションプラン」を発表し、法規制化を推進、ROHS指令等と同様に、欧州市場における日本製品に影響を与える可能性が指摘されている
3. **国際標準**の策定に向けフランスの提案で2018年にISO/TC323が設置、**2023年策定予定**

4 - 1 循環経済への転換に向けて（循環経済ビジョン2020）



4 - 2 循環性の高いビジネスモデルの例 (経済産業省資料より)

- 事業活動を実施するに当たり、設計・生産・利用・廃棄のあらゆる段階において、その業態に応じた循環型の取組を選択する必要。
- 特に動脈産業（製造・小売など）は、廃棄段階まで含めたライフサイクル全体を考慮した循環性の高い製品・ビジネスモデルをデザインしていく必要。 =SDGs⑫「作る責任、使う責任」



参考資料、ホームページ等

- ・ 経済産業省及び環境省 循環経済ビジョン2020
- ・ 環境省 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書
- ・ ISO/TC 323 サーキュラーエコノミー
(英語：International Organization for Standardization)
<https://www.iso.org/committee/7203984.html>